第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「チリ」とは、チリ共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、チリ共和国の全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、チリ共和国が国際法に基づいて主権的権利を有する全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はチリをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(g)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(h)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　チリについては、財務大臣、歳入庁長官又は権限を与えられたその代理者

(i)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(j)　「年金基金」とは、次の(i)又は(ii)に規定する者をいう。

(i)　主として一方の締約国の居住者の利益のために、専ら又は主として、退職年金又は当該一方の締約国の社会保障に関する法令として当該一方の締約国において課税上認められたものに基づく他の退職年金に類する報酬を管理し、又は支給することを目的として、当該一方の締約国内において設立され、かつ、運営される者

(ii)　(i)に規定する者の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される者。ただし、当該者の実質的に全ての所得が、(i)に規定する者の利益のために行われる投資から取得される場合に限る。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

4　一方の締約国の居住者が取得する所得について、この条約の規定に基づき他方の締約国において租税が免除され、又は軽減される場合において、当該一方の締約国の法令に基づき、当該一方の締約国の居住者が、当該一方の締約国内において取得した所得についてのみ租税を課されることとされているとき、又は当該所得の全額についてではなく当該所得のうち当該一方の締約国内に送金され、若しくは当該一方の締約国内において受領した部分について租税を課されることとされているときは、この条約に基づき当該他方の締約国において認められる租税の免除又は軽減は、当該所得のうち当該一方の締約国において租税を課されることとされている所得についてのみ適用する。

第五条　恒久的施設

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　「恒久的施設」には、次のものを含む。

(a)　建築工事現場、建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの建築工事現場、工事又は活動が六箇月を超える期間、存続する場合に限る。

(b)　企業が行う役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）であって、使用人その他の個人（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間、一方の締約国内において行われる場合に限る。

(a)及び(b)に規定する活動の期間は、二以上の関連する企業が一方の締約国内において行う活動とその関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動とが関連している場合に限る。(a)及び(b)に規定する活動の期間の決定に当たって、二以上の関連する企業が同時に行う活動の期間は、一度に限り算入する。一方の企業が他方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は同一の者が双方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合には、当該一方の企業は、当該他方の企業と関連するものとする。